

平成30年度 農地中間管理事業の推進方針

奈良県農林部

公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター

1. 平成30年度集積目標

担い手への農地集積目標面積を年間470haとします。これは、奈良県におけるサポートセンターを介さないものを含めた年間目標面積ですが、能動的な取り組みとしてセンターの果たす役割が大きいことからセンターの目標として設定するものです。

また、集積目標の達成に向けた具体的な行動目標を設定し、事業推進を図ります。

2. 推進体制

○農業政策を担う、県農林振興事務所担当者及び市町村農業振興担当者

○地域の農業事情に精通した農業委員、農地利用最適化推進委員

○農地中間管理事業の推進を担う、なら担い手・農地サポートセンター担当者などから構成する市町村農地マネジメントチームを核として、農地の出し手の掘り起こしをはじめとする現場活動を活発化し、担い手への農地利用の集積・集約化を図るとともに遊休農地の発生防止をすすめます。

[チーム構成メンバーの主な役割]

○県農林振興事務所担当者

①チームリーダーとしてチーム員の情報共有の中核

- チームの活動方針の調整
- 重点実施区域の設定の調整
- チーム員の活動促進
- チーム員相互の情報交換を管理

②担い手情報、新規就農者情報の提供

○市町村農業振興担当者

①市町村の農業ビジョンに基づく農地中間管理事業活用に向けた調整

②人・農地プラン等地域の話し合いを通じた担い手への農地集積誘導

③出し手情報、担い手情報、農地情報の提供

○農地利用最適化推進委員

①現場活動を通じた農地の出し手、受け手の発掘、農地情報の提供

②人・農地プラン等地域の話し合へ参加し、農業者の意向や農地情報の把握と農地集積への誘導

○なら担い手・農地サポートセンター担当者

①農地中間管理事業の推進主体として、出し手希望者・受け手希望者情報などの提供

②事業推進方針、事業規程に則した事業推進

3. 推進方法

(1) 農地マネジメントチームの現場活動

現場活動をすすめるに当たっては、チーム員間の確実な情報共有を図り目指すべき目標に向かって、土地改良区、JAならけんなど地域に詳しい関

係者の協力も得て、様々な情報共有、事業推進上の課題解決、農地の所有者及び担い手へのアプローチを行います。

特に、チームが一体感を持った活動を行うためにはチームリーダーの果たす役割が重要であり、チーム員の情報交換を密に行い共通の認識の基に活動が行える場の設定に重点を置くものとします。

その際、チーム員からの情報を基に市町村或いは重点実施区域の農地利用現況図作成、チームの活動方針及び重点実施区域の検討、担い手の状況、農地の状況、取組の進捗状況などの情報交換を行います。

(2) 重点実施区域の設定

集積面積拡大に向け重点実施区域を定め集中的に取り組みます。なお、チーム内に重点実施区域毎の担当責任者を配置し、農地利用現況図を活用し、農地の出し手・受け手の掘り起こし、団地化など担い手への集積拡大を図ります。

[重点実施区域の考え方]

- ・農地状況、担い手の状況など地域農業の事情などから担い手への農地集積が求められる地域
- ・農業者の話し合いに基づき担い手への農地集積に取り組んでいる地域
- ・基盤整備を進め担い手への農地集積が求められる地域

(3) 規模拡大を目指す担い手への集積を高める農地の掘り起こし

貸出希望農地にとどまらず、その近隣の農地所有者へのアプローチを行い、貸出農地の掘り起こし、規模拡大を目指す担い手への集積を図ります。

(4) 規模拡大を目指す担い手の発掘

担い手が不足する地域もあることから、担い手との意見交換を強化し、担い手の要望を聴取するなど規模拡大を目指す担い手の発掘を図ります。

(5) 相対貸借の農地中間管理事業への取り込み

農地中間管理事業の再配分機能を発揮し担い手への農地集積を促進するさせるため、市町村及び農業委員会と協力し農地法や経営基盤強化法に基づく相対の貸借契約満了時などに農地中間管理事業による貸借への取り込みを強化します。

(6) 面的集積の取り組み

集落営農を行いたいが、担い手がいない集落などに働きかけを行い、担い手を紹介することで面的集積を目指します。

(7) 人・農地プランの話し合いのない地域も含め会合の場への参加

市町村から人・農地プランの話し合いや地域の農業者の会合などの機会の提供を受け、農地中間管理事業への理解を働き掛けます。

(8) 遊休農地の活用

農業委員会などからの遊休農地情報を基に、利用可能な農地については、担い手へのマッチングに繋げます。

(9) 農地整備事業等との連携

県農村振興課、県農林振興事務所、土地改良区等と連携し、機構関連事業の導入について取り組みます。

(10) 関係団体等との協力

指導農業士会、農業法人協会、4Hクラブ連絡協議会など生産者で組織する農業関係団体との協力を密にして農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進します。

(11) 効果的な広報活動

繰り返し多様な方法で農地の出し手、受け手の掘り起こしをすすめます。農地持ち非農家が増えているため農家以外も意識した広報も必要となっていきます。また、個別の出し手・受け手に働き掛けを行うダイレクトな広報も強化します。これらの取組による平成31年度のサポートセンターの認知度目標を80%とします。

[多様な広報媒体・機会の活用]

- パンフレット等の関係機関への配布
- PRポスターの作成・配布
- 県、市町村広報誌
- JA等関係団体広報誌
- 自治会回覧板
- サポートセンターホームページ
- 重点実施区域での集中的広報
- 県内各所への広報看板の設置
- 公用車へのステッカーなど現場活動の見える化
- 「人・農地プラン」検討会をはじめとする地元説明会
- 担い手へのダイレクトメール

4. サポートセンターの推進体制

(1) サポートセンター職員の担当市町村

サポートセンター職員は担当市町村を受け持ち、関係者と連携し担い手への集積をすすめます。

担当市町村	サポートセンター職員のべ数
北部農林振興事務所管内	3人
中部農林振興事務所管内	4人
東部農林振興事務所管内	1人
南部農林振興事務所管内	1人

(2) 職員の能力向上

センター内で定期的な研修を実施するなど職員の能力向上に取り組むとともに、経験豊富な人材の確保をすすめます。

(3) 関係者への研修実施

農地中間管理事業の推進を支える市町村職員、農業委員会職員、農地利用最適化推進委員、土地改良区職員、JA職員などに研修機会を提供し事業への理解と協力を図ります。

5. P D C A サイクルによる進捗管理

(1) 担い手などの意見交換

継続的に担い手等の意見を把握し、必要な改善を図りつつ事業を推進します。

(2) 行程表の作成

事業実施の行程表を作成し、進捗管理と必要な見直しを絶えず行い事業促進を図ります。